

# 日本農学アカデミー会則

平成10年11月30日制定  
平成11年11月19日改正  
平成12年9月4日改正  
平成13年7月7日改正  
平成14年7月30日改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本農学アカデミーと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区西麻布3-24-20(財団法人)日本学術協力財団内に置く。

(目的)

第3条 本会は、農学の領域において指導的役割を果たし、もって我が国及び世界の農学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、日本学術会議と連携を図りながら次の事業を行う。

- (1) 現代社会が直面する農学に関する基本的諸問題と、その解決に資する方策の調査研究に関する事業
- (2) 農学に関する情報交換・啓蒙活動に関する事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とする
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会し、本会を援助する個人または団体とする

(特別顧問)

第5条の2 総会の議決により、日本学士院会員を特別顧問とすることができる。

2. 特別顧問の会費は徴収しない。総会通知及び学術の動向の送付は行うが議決権は付与しない。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、

会員によって推薦された者が、会員選考委員会の認定を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。本会の会計年度は7月22日に始まり、翌年7月21日に終わる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長宛に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為をしたときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。

## 第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 2名
2. 理事のうち、会長1名、副会長3名以内を理事の互選により選任する。
3. 監事は、正会員の中から理事の推薦により選任する。

## 第4章 会議

(種別及び開催)

第12条 本会の会議は、総会、理事会、幹事会及び各種委員会(附則5)とする。

2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
3. 理事会及び幹事会は、会長の必要と認めたときに開催する。
4. 各種委員会は、当該委員長が必要と認めたとき開催する。

(構成)

第13条 会議の種別の構成は次のとおりとする。

- (1) 総会は、正会員をもって構成する

- (2) 理事会は、理事をもって構成する
- (3) 幹事会は、日本農学アカデミーの会長、各委員会の長及び会長が必要と認めた理事をもって構成する  
幹事会の長は、日本農学アカデミーの会長とする
- (4) 委員会は、委員をもって構成する  
委員会の長は委員の互選により選任する

#### 第5章 会則の変更

第14条 この会則は、総会において正会員の過半数の同意を得なければ変更できない。

#### 附 則

- 1. この会則は、本会の設立総会の日から実施する。
- 2. 本会の事業計画及び予算は、総会の定めるところによる。
- 3. 本会の設立初年度の会計年度は、設立の日から平成11年7月21日までとする。
- 4. 会費に関する総会決定事項  
正会員の会費は年額1万円とし、賛助会員の会費は年額5万円とする。なお会費は毎年度当初に支払うものとする。
- 5. 第12条第1項に定める各種委員会は、総務企画委員会、学術情報委員会、会員選考委員会及び財務委員会とする。



# 日本農学アカデミー内規

平成10年11月30日制定  
平成11年11月19日改正  
平成13年7月7日改正  
平成14年7月30日改正

## 第1章 会員(会員の資格)

第1条 正会員は次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 日本学術会議第6部会員及びその経験者
- (2) 農学系の大学長、国公立大学農学系学部長等並びに農学系の大学附置研究所長及びそれらの経験者
- (3) 農林水産分野の独立行政法人研究機関等の長及びそれらの経験者
- (4) その他農学の発展に顕著な寄与のあった者として3名以上の会員によって推薦され、会員選考委員会で認定された者。ただし、正会員のうち、居所が日本にない場合は会費を徴収しない。また、この場合特に理事会が必要と認めたこと以外の諸特典は付与しない。

## 第2章 役員(種類及び定数)

第2条 理事は次の各号に該当する者の中から選任する。

- (1) 日本学術会議第6部の役員並びに第6部会員で日本学術会議の会長及び副会長を含めて8名以内
  - (2) 国公立大学農学系学部長等及びその経験者の中から選出された者7名以内
  - (3) 農林水産分野の独立行政法人研究機関等の長及びその経験者から選出された者4名以内
  - (4) 日本農学会会長
2. 監事は、第1条第1項第1号から第4号の資格を有する者の中から、理事の推薦により選任する。

(選任等)

第3条 理事・監事及び幹事会・各委員会の長は、就任について、総会において承認を受けなければならない。

2. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第4条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、会員の選任、会則及び総会の議決に基づいて本会の業務を執行する。
4. 監事は、次にあげる業務を行う。
  - (1) 会計を監査する
  - (2) 理事の業務執行状況を監査する

(任期)

第5条 役員任期は3年とする。

2. 欠員の生じた場合の補充役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 原則として、役員再任は認めない。

## 第3章 総会

(構成)

第6条 総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第7条 通常総会は、毎年1回開催する。

(召集)

第8条 総会は、会長が招集する。

2. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、招集日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第9条 総会の議長は会長がつとめる。

(定足数)

第10条 総会は正会員の過半数の出席を必要とする。但し、委任状の提出をもって出席に代えることができる。

## 附 則

本会の英語名をThe Agricultural Academy of Japanと呼称し、略称をAAJと定める。